

令和 7 年 月 日

宿泊分野特定技能協議会構成員 各位

宿泊分野特定技能協議会事務局（観光庁観光産業課）

宿泊分野特定技能協議会の構成員としての情報に変更があった際の届出について

宿泊分野特定技能協議会の構成員におかれましては、本協議会への届出の内容に変更が生じた場合は、事務局の定める様式により届出を行うこととされているところです。

このため、所属機関については登録支援機関や受け入れる外国人の人数等の変更があれば、登録支援機関についても所属機関の変更があれば、それぞれ協議会事務局への変更届出が必要となりますので、下記の通り対応をお願い致します。

記

- ① 協議会に届け出た情報から変更がある所属機関、登録支援機関
速やかに変更の届出をお願い致します。
※ 住所や連絡先が変更された場合でも、変更届出が必要となります。
- ② 現在、特定技能外国人の採用がなく、今後も受入れの予定がない所属機関
速やかに退会の届出をお願い致します。
- ③ 現在、宿泊事業者の委託に基づく支援を行っておらず、今後も支援の予定がない登録支援機関
速やかに退会の届出をお願い致します。

（補足）e-Gov における届出方法について

現在、宿泊分野特定技能協議会に係る入会・退会・変更等の手続は、全て e-Gov 電子システムにて承っております。詳細は以下の観光庁HPをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/jizoku_kankochi/kankojinzai/ninaitekakuho/tokutei_gino/kyogikai.html

【連絡先】

宿泊分野特定技能協議会事務局（観光庁観光産業課）

担 当：坂部、清水

メー ル：hgt-shukuhaku-tokuteiginou@gxb.mlit.go.jp

電 話：03-5253-8111（内線：27334）